

## 令和7年度岩手県犯罪被害者等支援審議会議事録

開催日時 令和7年11月14日（金）10：00～11：50

開催場所 岩手県庁4－1特別会議室

次第

1 開会

2 挨拶

3 議事

(1) 犯罪被害者等支援に関する施策の取組状況について

(2) 「犯罪被害者等支援実施計画」答申に当たっての意見に対する取組状況について

4 その他

5 閉会

### 議事録

#### 【事務局】

私は、事務局を担当しております復興防災部副部長の戸田でございます。

よろしくお願いします。

開会に先立ちまして、去る10月24日に御逝去されました、菊池憲光様に哀悼の意を表しまして、黙祷をささげたいと存じますので、皆様御起立をお願いいたします。

黙祷。

お戻りください。

ご着席ください。

それでは、ただいまから、令和7年度、岩手県犯罪被害者等支援審議会を開会いたします。

開会に当たりまして復興防災部長の大畠からご挨拶を申し上げます。

#### 【復興防災部長】

改めまして、岩手県復興防災部長の大畠と申します。

どうぞよろしくお願いいいたします。

審議会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

初めに、審議会の委員を務められ、条例の制定や実施計画の策定に際して、多くのご助言を賜りました菊池憲光様におかれましては、去る10月24日にご逝去されました。

ここに菊池様の御逝去を悼み、謹んで哀悼の意を表しますとともに、心より御冥福をお祈り申し上げます。

委員の皆様にはご多忙の中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、平素から犯罪被害者等支援の推進にご尽力をいただいておりますことに重ねて御礼を申し上げます。

県では、委員の皆様に御審議をいただきまして、本年3月に犯罪被害者等支援実施計画を策定したところであり、この計画に基づきまして、犯罪被害者等支援に係る施策を推進しているところでございます。

本年4月には、計画に記載をしておりました犯罪被害者等支援コーディネーターを、岩手被害者支援センターに配置をいたしました。

また、機関内ワンストップの構築や条例の制定の働きかけなど、市町村への支援等も進めているところでございます。

引き続き、犯罪被害者等が必要とする支援が途切れることなく提供できるよう取り組んで参りたいと考えてございます。

本日は、犯罪被害者等支援実施計画の取り組み状況などについて、委員の皆様に御審議をいただくこととしております。

限られた時間ではございますが、忌憚のない意見を頂戴できればと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

簡単でありますが、以上で御挨拶とさせていただきます。

## 【事務局】

次に今年度第1回の審議会であり、新たに委員に就任された方もおられますので、委員の皆様の方を私の方から御紹介させていただきます。

本審議会の会長でございます弁護士の山口研介様でございます。

会長の職務代理者でございます公益社団法人岩手被害者支援センター理事長の中谷敬明様でございます。

臨床心理士の小田悠紀様でございます。

今回新たに委員に就任されました、岩手県町村会参与兼事務局長の立花徹様でございます。

盛岡市市民部次長畠山紀枝様でございます。

なお、尾崎万帆子委員、三條克巳委員、高橋和佳子委員、村井正俊委員につきましては、本日御欠席でございます。

また、犯罪被害者の御遺族という立場で委員を務めていただいた菊池憲光様の後任につきましては、本審議会の設置目的に鑑みまして引き続き、犯罪被害者の御遺族から選任したいと考えており、今後、事務局において関係機関と協議の上で選任をしたいと考えてございます。

本日は委員9名のうち5名の御出席をいただいております。

過半数に達しておりますので、犯罪被害者等支援条例第14条第2項の規定により、会議が成立していることを御報告いたします。

会議の公開について、「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、会議は原則公開することとされておりますのでご了承願います。

また、会議録を公表するまでの間、会議内容を録音した音声情報を県のホームページにて公開することとしておりますのであわせてご了承願います。

それでは以降の議事につきまして、山口会長にお願いしたいと思います。

### 【山口会長】

改めまして山口でございます。

会長をお引き受けしております。

どうぞ積極的な議論をお願いできればと思います。

着座にて失礼します。

それでは、早速進めさせていただきます。

議事の1番、犯罪被害者等支援に関する施策の取り組み状況について、事務局から説明をお願いします。

### 【事務局】

事務局を担当しております消防安全課の早野でございます。

よろしくお願ひいたします。

それでは、犯罪被害者等支援に関する施策の取り組み状況について説明いたします。

資料の1をご覧ください。

事前にご案内しておりましたが、具体的施策ということで110項目という相当な量がございますので、主な事業についてのみ説明することをご了承願います。

資料の左側の列に具体的施策の一連番号を付しております。

私の方でその番号をお話してから内容を説明いたしますので、ご確認をよろしくお願ひいたします。

それでは施策の柱1、総合的支援体制の整備充実について説明いたします。

1、総合的支援体制の強化です。

1番の多機関ワンストップ体制の構築の推進に関する項目ですけれども、復興防災部の取組として、昨年度は多機関ワンストップ体制の中核となるコーディネーターの設置に向け、県警察、いわて被害者センターと協議を進めました。

今年度上半期は、いわて被害者線支援センターにコーディネーターを配置したほか、支援調整会議の開催を念頭に、犯罪被害者等に対する連携支援実施要領を規定しております。

下半期はコーディネーター等と連携の上、中長期にわたって犯罪被害者等のニーズを踏まえ、支援を途切れなく提供していきます。

続きまして、3番の犯罪被害者等支援連絡会及び地域ネットワークの取り組みですが、警察本部の取り組みとして、昨年度は県レベルの全体会を開催した他、警察署単位では9ヶ所のネットワークにおいて会議を開催しております。

今年度上半期は、各ネットワークにおいて関係機関への新規参画の働きかけを行うなど、さらなる活性化の取り組みを推進しております。

下半期は、県レベルの全体会を開催するとともに、各ネットワークも積極的に会議を開催しております。

資料の2ページをご覧ください。

6番の産婦人科との連携強化、精神科等との連携体制の構築に関する項目でございますが、昨年度、復興防災部では、はまなすサポート研修会を開催し、関係医療機関等との連携を図っております。

今年度上半期は、警察本部において、産婦人科医会総会において教養を実施しております。

下半期も引き続き、復興防災部、警察本部とともに各医療機関との連携体制の構築を図って参ります。

次に、2の相談及び情報の共有です。

項目の7番になります。

総合的対応窓口における連絡調整に関する項目ですが、昨年度は、復興防災部において、窓口で1件の相談を受理し、関係機関との連絡調整を行っております。

今年度上半期は、窓口での相談受理はございませんでしたが、県営住宅の入居について、窓口での連絡調整を行っております。

下半期も適切に情報共有、連絡調整をして支援に当たって参ります。

続きまして資料の4ページをご覧ください。

項目20番になります。

児童生徒や保護者からの相談支援の対応に関する項目でございますが、復興防災の取り組みとして、昨年度、今年度ともに、県教育委員会が開催する学校安全担当者研修会において、はまなすサポートに関する講話を実施しております。

下半期におきましても教育委員会と連携の上、関係機関が連携して対応できる体制の構築に努めて参ります。

続けて資料の5ページをご覧ください。

21番の児童生徒の個々の状況に応じた適切な支援、学校以外の相談窓口の周知に関する項目ですが、教育委員会の取り組みとして、昨年度、今年度ともに、各教育事務所へのスクールカウンセラー、スクールスクールソーシャルワーカーの配置、現状に合わせたスクールカウンセラーの学校配置に加え、相談窓口の周知として、学校以外の相談窓口紹介カードを配布しております。

下半期も継続して取り組んで参ります。

資料の6ページをご覧ください。

25番になります。

交通事故被害者等の損害賠償問題等に係る相談対応等に関する項目ですけれども、県民生活センターの取り組みとして、昨年度、本年上半期の実績として、資料にある通りの相談対応件数、弁護士無料相談への紹介件数がございました。

下半期も継続して適切な相談対応、助言支援を行って参ります。

次に3、市町村に対する支援体制の充実です。

項目27番になりますが、市町村への情報提供の充実、条例制定等の具体化に向けた支援に関する項目です。

復興防災部の取り組みとして、昨年度、今年度上半期と継続いたしまして、市町村担当者を対象に含む研修会の開催、市町村を訪問しての勉強会関係資料の提供を行っております。

下半期も継続して、研修会の実施、市町村への訪問等を行って支援を行って参ります。続きまして資料の7ページをご覧ください。

項目29番の市町村担当者の資質向上、研修の充実、充実に関する項目ですが、復興防災の取り組みとして、昨年度は、はまなすサポート研修会において、二次被害の予防の講話や事例に基づくグループワークを行い、担当者の資質向上に努めております。

下半期の取り組み予定の方に記載しておりますが、すでに本年10月には、警察庁の地方公共団体アドバイザーを招いて、実践的なシミュレーション訓練等を実施しまして、担当者のスキルアップを図っております。

続きまして資料の8ページをご覧ください。

#### 4、民間支援団体の活動支援です。

項目31番の岩手被害者支援センターへの支援、運営、運営体制の強化に関する項目ですが、警察本部の取り組みとして、昨年度、本年度ともに、センターの相談員対象の研修を実施し、資質の向上を図り運営体制の強化を図っております。

下半期も継続して、研修等を通じて資質の向上を図っていきます。

続きまして、資料の9ページをご覧ください。

#### 5、人材の育成です。

項目の36番になりますが、各関係部局による担当職員の資質の向上に関する項目です。

復興防災部の取り組みとして、繰り返しになりますが、昨年度ははまなすサポート研修会の開催により、関係者の資質向上に努めております。

本年度は、下半期の取り組み予定にも記載しておりますが、県の担当者を対象とした連絡会議をすでに開催しております。

また、今年度も、はまなすサポート研修会の開催を予定しているところでございます。

続きまして、資料の12ページをご覧ください。

#### 6、支援従事者の二次受傷防止です。

項目44番の支援従事者に対する必要な措置についてでございますが、警察本部の取組として、昨年度は部内カウンセラーの専従配置、今年度は、専門家のカウンセリングアドバイザーを配置し、支援従事者への指導助言、代理受傷対策等の措置を講じております。

下半期も代理受賞に対する教養を、または必要に応じてカウンセリングを実施していきます。

続きまして7、個人情報の管理の徹底に向けた取り組みです。

項目45番の個人、個人情報の適正な管理に関する項目でございますが、復興防災部の取り組みとして、昨年度は多機関ワンストップ体制の構築とあわせて、警察支援センターと、個人情報管理について検討を行っております。

今年度は、岩手県犯罪被害者等に対する連絡支援実施要領の中で、個人情報の取り扱いについて規定しております。

下半期も適正に個人情報管理を行うとともに、市町村に対しても研修会等を通じて、個人情報の取り扱いに関する周知を図って参ります。

続きまして資料 13 ページをご覧ください。

施策の柱 2、精神的、身体的被害の回復防止について説明いたします。

まず 1、心身に受けた影響からの回復です。

項目 54 番になりますが、性犯罪性暴力被害者の医療費の公費負担についてです。

昨年度、今年度とも公費負担の実績はございませんでした。

下半期以降も相談に応じて制度を案内し適切に対応して参ります。

続きまして資料の 16 ページをご覧ください。

2、安全の確保です。

項目 63 番になります。

D V 被害者の保護対策、児童虐待の早期発見早期対応に向けた教育訓練と取り組み意識の共有、あるいは子育て関係相談等々についてに関する項目ですが、保健福祉部の取り組みとして、女性相談支援センター、配偶者暴力相談支援センターにおける相談対応、被害者保護の支援を継続して実施しているほか、市町村職員を対象とした研修を実施しております。

また、教育委員会の取り組みとしては、会議、研修会において児童虐待に関する説明を行っているほか、子育て相談として資料にあるような件数の対応をしております。

さらに、家庭教育に関する情報発信、子育て支援に携わる方の資質向上やネットワークづくりに取り組んでいるところです。

両部局とも、下半期も同様の取り組みを継続して行って参ります。

続きまして資料の 17 ページをご覧ください。

68 番の D V 被害者の一時保護、自立支援に関してですが、保健福祉部の取り組みとして、緊急避難のための宿泊場所確保提供事業における支援困難な問題を抱える女性自立支援費補助金による、支援を行っております。

件数は資料にある通りでございます。

下半期以降も引き続き、同事業、補助金による支援を実施していきます。

続きまして資料の 19 ページをご覧ください。

3、保護、捜査過程における配慮等です。

項目 76 番になります。

医療機関に対する警察への届け出の働きかけに関する項目ですけれども、警察本部の取り組みとして、継続的に医療機関に D N A 型採取キットを配備し、警察への届け出について働きかけを実施しており、下半期以降も働きかけを続けていくこととしております。

続きまして資料の 20 ページをご覧ください。

二次被害を受けた方への支援です。

項目 80 番のインターネット上での人権侵害行為への対応に関する項目でございますが、警察本部の取り組みとして、昨年度ホームページに誹謗中傷に関する書き込みの対応について掲載、相談窓口の案内を実施しており、今年度はサイバーパトロールにより、削除要請の実施、相談者の意向に沿った対応のため、関係省庁との連携を図っております。

下半期以降もこの取り組みを継続して参ります。

続きまして、施策の柱 3、損害回復、経済的支援等について説明いたします。

まず 1、損害賠償の請求等に関する周知です。

項目 82 番になりますが、日本司法支援センターとの連携に関する項目です。

警察本部におきましては犯罪被害者等のニーズにより、法テラスと連携し、制度教示等を行っておりますし、下半期も継続して、法テラスとの連携を強めて参ります。

続きまして資料の 21 ページをご覧ください。

2、経済的負担の軽減です。

項目 84 番の犯罪被害給付制度に関してですが、警察本部においてホームページに各種制度について掲載し周知を図っております。

下半期以降も制度の周知、早期支給に向けた迅速な事務手続きに努めて参ります。

続きまして 85 番の犯罪被害給付制度の周知と、国、都道府県、市町村による融合型の弔慰金制度等の確立に向けた国、知事会への提案に関する項目です。

復興防災部ではホームページにおいて、給付金制度の周知を図っております。

また、今年度は知事会を通じまして、被害直後から被害者等の経済的負担を軽減するための支援制度を創設するよう国に提案しているところです。

今後も全国知事会等と連携しながら、制度の創設の働きかけを、国や他県の状況を見ながら対応していきます。

続きまして資料の 23 ページをご覧ください。

3、居住の安定です。

89 番の公営住宅への入居等に関する項目ですけれども、県土整備部においては、県居住支援協議会においてセミナーを開催し、意見交換等を行いながら、居住支援法人等の入居支援の取り組みを支援しております。

今後も同協議会において、居住支援体制づくりを進め、住宅確保要配慮者の居住の安定を図って参ります。

続きまして資料の 24 ページをご覧ください。

4、雇用の安定です。

項目 93 番になりますが、県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会における事業者等への理解促進についてでございます。

昨年の実績に記載の通り広報誌を活用して周知を継続して行っておりますし、今年度は協議会の総会において、犯罪被害者等支援実施計画の説明を行い、事業者団体等の理解促進に努めているところです。

下半期以降も引き続き会議等の機会を通じて、または広報紙等を活用して、理解促進

に努めて参ります。

続きまして資料の 25 ページをご覧ください。

政策の柱の 4、県民の理解の増進と配慮について説明いたします。

1、犯罪被害者等支援に関する広報啓発です。

項目 97 番になりますが、犯罪被害者等を社会全体で支える機運の醸成についてでございます。

保健福祉部の取り組みとしてオレンジリボン、児童虐待防止推進キャンペーン及び女性に対する暴力をなくす運動として、資料に記載のあるような、取り組みを展開しております。

この取り組みにより、犯罪被害者等を社会全体で支える機運の醸成を図っているところでございます。

続きまして資料の 28 ページをご覧ください。

2、二次被害の防止に関する広報啓発です。

項目 110 番になります。

二次被害とその防止の必要性の周知、ホームページ等を活用した県民の理解増進に関する項目でございますが、勉強会・研修会で二次被害防止について周知したほか、ホームページに、犯罪被害者等への理解として、二次被害防止に関して掲載しております。

引き続き、研修会等の機会を通じ、二次被害とその防止の必要性について周知を図つて参ります。

資料の 1、議事 1 の説明については以上でございます。

### 【山口会長】

ありがとうございました。

それでは、ただ今の説明について、そして皆様のお手元の資料に基づいて、ご質問やご意見があればお伺いしたいと思います。

お手元の資料に、本日ご欠席の尾崎委員からの御質問と御意見という資料がありますが、これは後で事務局から御説明するそうです。

もし、こうしてもらったほうがいいとかいうのがありましたら、御提案いただこうと思います。

### 【中谷委員】

進捗状況の報告の扱いについては、これは現状こうなっているという現状の把握という理解でよろしいのでしょうか。

それとも、どこかに報告されて、今このように県の条例に基づいた犯罪被害者等の支援が政策として進んでいますという確認という理解でよろしいのでしょうか。

### 【事務局】

今年度計画が策定されて、各部局が担当する具体的施策が、この表の通りとなってご

ざいます。

令和6年度、令和7年度の上半期の実績として、この審議会に報告したということでございますし、併せて、今後の下半期の予定についても、御報告するということでございます。

### 【中谷委員】

わかりました。

説明いただいた、施策の柱1の、総合的支援体制の強化の1ですが、「センターにコーディネーターを配置し、多機関ワンストップ体制を強化しました」という記載のうち、「強化」という表現を使われた理由を教えていただけないでしょうか。

### 【事務局】

これまで、県に総合的対応窓口がございましたし、警察、センターそれぞれ窓口があったところでございますけれども、その調整役となり、(被害者等支援の) 中核となるコーディネーターを設置したことにより、多機関ワンストップ体制がよりスムーズに運用されるということを踏まえまして、強化という表現にさせていただいたところでございます。

### 【中谷委員】

設置をしたというところでは確かにそうかもしれないんですけども、強化という表現をされると、あっちはもうこれでいいのかと受け取られかねないと思いました。

私としては、体制に取り組み始めたという表現が適切ではないかと思います。

実態として週1日、しかも、センターの相談業務をした上で、コーディネーター業務をしているので、とてもではないが強化という意味にはならないので、ここで県として強化したということでは、もうこれ以上はやらないというように受け取られると、現場で動いてる立場としては、すごく不安になります。

取り組み始めたとか、これからもっときちんとしていかないといけないというような意味合いの表現にしていただきたいと思います。

### 【事務局】

御意見ありがとうございます。

今まで体制ができていなかつたところ、その入口として、体制づくりの端緒が開かれたので、このような表現で記載しました。今後の取り組みのところにも記載しておりますとおり、当然コーディネーターを配置して終わりではなく、さらに、行政、あるいは民間も含めた、多機関ワンストップの実現に向けた取り組みを進めて参りますので、そういう趣旨での記載であったところを、御承知おきいただいたうえで、表現については、見直しいたします。

## 【山口会長】

中谷委員ありがとうございました。

他にも、御意見、御質問があればお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

それでは、委員として私からも御質問を申し上げたいと思います。

各種取り組みの中で、これまでの実績として挙げてくださったところで、研修というのがいくつかあったんですが、今回この犯罪被害者等支援計画を策定した後に初めて開催したというか、新たに開催することにした研修というのがあれば、教えていただきたいと思います。

## 【事務局】

先ほどの説明の中でもありましたけども、庁内での連携会議というのを開催しております。

この計画に關係する担当部局の担当者等を召集しまして、改めて、この犯罪被害者等支援の重要性であるとか、具体的施策の取り組みを進めていくことの重要性といったところを、担当者内で確認したというところでございます。

また、これも先ほどの説明の中で触れましたけれども、より実践的な研修が必要ではないかということで、先月、警察庁を招いての、支援調整会議のシミュレーション訓練等を内容とした研修会を開催したところです。

## 【山口会長】

ありがとうございます。

もう一つ加えてですが、既存の研修、もともと開催していた研修で内容をある程度大きく変えたものというのがあればそれも教えてください。

## 【事務局】

毎年春に市町村の担当者会議を開いており、今年度は、計画について改めて説明するとともに、市町村における窓口の重要性ですとか、メニューリストの必要性といったものについて改めて市町村の方々に説明して、理解を求めていくとともに協力をお願いしております。

## 【山口会長】

ありがとうございます。

## 【中谷委員】

今、御説明いただいた市町村への説明と同時に、やはり市町村の条例制定の働きかけもすごく重要になってくるかと思います。

窓口を機能するためには条例が必要ですので、その条例制定に関して、県としてどのように動いておられるのかというのを教えていただけないでしょうか。

### **【事務局】**

市町村の条例制定に向けた働きかけということでは、意見交換会等を実施しているところでございます。

市町村に県警察、支援センターと協力して出向き、意見の聴取、意見交換、必要な情報の提供等を行い、条例制定に向けた支援を行っています。

### **【中谷委員】**

特に何か県として通知を出してるとかそういうことではない、直接伺って説明をしているという理解でよろしいですか。

### **【事務局】**

その通りでございます。

通知に関しては、県の計画ができたという通知は出しておりますが、市町村の条例制定を促す趣旨の通知はございません。

### **【中谷委員】**

センターでいろいろ市町村から相談などを受けているのですが、その中でやはり県からの通知がないので、ちょっと動きづらいという声もあることをお伝えしておきたいと思います。

### **【山口会長】**

今、市町村との関係について話がありましたが、市の立場で、何か御発言はないでしょうか。

### **【畠山委員】**

盛岡市です、いつもありがとうございます。

県の研修にも担当者が、出席させていただいております。

盛岡市では御存じの通り、この4月1日に盛岡市犯罪被害者等支援条例が施行になり、今年度は計画策定に向けて作業を進めているところです。

盛岡市犯罪被害者等支援計画の推進協議会も2回開催させていただいており、委員の先生方にもお世話になりながら、11月20日、12月議会に向けての全員協議会で、この計画を説明し、年度内に決裁を終えて、来年度から実施ということで、進めているところです。

その中で、お伺いしたいのが資料の21ページです。

経済的負担の軽減の85番、全国知事会に要望しているという中、融合型の弔慰金制度の確立ということで、国、都道府県、市町村それぞれの役割による融合型の制度ということでしたけれども、この内容について、お伺いしてもよろしいでしょうか。

## 【事務局】

参考資料の1をご覧ください。

全国知事会並びに北海道東北地方知事会への提言あるいは提案要望の内容となっております。

## 【復興防災部長】

要望の中で、災害弔慰金であるとか、災害援護資金のような形でという話をさせていただいておりますけれども、災害弔慰金は、国が2分の1、県、市町村がそれぞれ4分の1を負担し、災害で被害に遭われた方、亡くなられた方、或いは傷害を負われた方に對して、弔慰金等を支給するという仕組みでございます。

そういう仕組みに倣って、犯罪被害者等に対しても、そのような支援金を支給できないものか、そのような制度を創設するべきではないかということで、全国知事会、北海道東北知事会と連携をして要望しているという内容でございます。

融合型というのはそういう意味でございます。

## 【畠山委員】

ありがとうございます。

盛岡市でも、なかなか予算も厳しい中で、見舞い金を支給できるようにはしたのですけれども、県内各市町村が条例制定を進めていくためには、やはり、そういう、経済的な、国や県の負担というか支援があると、制定しやすいと思っておりましたので、よろしくお願ひいたします。

## 【復興防災部長】

先ほど、市町村の条例制定のお話がございました。

盛岡市で今年の4月に条例を施行していただきまして、今、4つの市町村で、来年4月の施行に向けた条例制定の準備が進められています。

その他にも、まだ施行時期は明確ではありませんけれども、条例制定に向けた取り組みを進めている市町村がございます。

こうした条例につきましては、担当者に説明をして、ボトムアップ型でやる場合もありますし、あるいは首長に説明をして、トップダウンで進めるという形もあろうかと思っております。

県としても、市町村長でありますとか副市町村長にお集まりいただきて、政策等について意見交換なり説明をする機会ございますので、そういう機会の中で、犯罪被害者等支援条例について、各市町村で制定していただけないものか、その必要性等について説明する機会を設けていきたいと考えているところでございます。

今年度内にそういう会議の場があるかどうかは各部局と調整にはなりますけれども、そういう場も活用しながら、条例制定について市町村への働きかけを進めていきたいと考えております。

### 【山口会長】

盛岡市の立場で、県費での負担という部分があると市町村としても、動きやすい、前に進みやすいのではないかという御意見があったのですが、県として、見舞金制度を設立するなり、市町村でそういった見舞金制度を設立したときの補助を出すとか、そういった部分についての検討状況があれば、現時点でお話しいただける範囲でお願いします。

### 【事務局】

9月県議会におきましてもこの見舞金制度については、御質問を頂戴しております。全国的な状況を見ますと約半数の都道府県で見舞金制度を設けておりますが、そのうち数県については、市町村が支払う見舞金に対して補助をするという仕組みを設けていると承知しております。

東北各県で見ると、福島県がそういった形になっているかと思います。

東北地方の約4分の3程度の市町村で見舞金制度を設けているという状況もございます。

また、お隣の秋田県を見ますと、県では見舞金制度を設けておらず、各市町村では見舞金制度を設けているというような状況もございます。

したがいまして、今取り組もうとしてるのは、もう少し各都道府県の見舞金制度の仕組みについてしっかりととした情報を集め、どのような経緯でそうした制度の制定に至っているのかというところをもう一度勉強し、その上で、県としてどのような方向に持っていくのがいいのか、国への働きかけは続けながら、県としてどのように考えてこれに臨むべきなのか、そこはきちんと整理したうえで、検討していきたいと考えております。

いつまでに結論を出すかというのはここで明言することは難しいですが、こうした勉強なり、情報収集なりを進め、県としてどのように進めるべきなのか、見舞金制度の結論として、（見舞金制度創設を）国に求めるべきなのか、県として設けるべきなのか、あるいは市町村にお願いすべきなのか様々な結論があろうかと思いますが、そのようなところをもう少し県として、整理をさせていただきたいということで、情報収集等を始めいきたいと考えております。

### 【中谷委員】

今、第5次犯罪被害者等基本計画がパブリックコメントを実施しているが、その中では、今言われた見舞金とか、あるいはもっといろいろな支援が、先に進んでいる中身になっていると思います。

そういう情報も参考に、ぜひ御検討いただければと思います。

岩手県独自で進めるということでもいいと思うんですけど、全国的な流れと違う、岩手県の動きはなぜそうなのかというところは、やはり県民に対して説明できるということがすごく重要なのかなと思っております。

## 【山口会長】

進め方として、先ほどから発言がある、議事2と、あとは欠席の尾崎委員からの御質問御意見というのがありますので、こちら辺を進めてしまい、全体として御質問御意見を伺ったほうがいいのかなと考えてございます。

ここで議事2の、犯罪被害者等支援計画答申に当たっての意見に対する取り組み状況について事務局から御説明いただければと思います。

## 【事務局】

資料2をご覧ください。

意見の1つ目ですけれども、犯罪被害者等支援コーディネーターの設置について意見がございました。

意見の内容については、資料に記載の通りでございます。

取り組み状況について説明いたします。

先ほども説明したとおり、令和7年4月に、いわて被害者支援センターに犯罪被害者等支援コーディネーター1名を配置しております。

コーディネーターの業務内容としましては、6点資料に記載しておりますが、犯罪被害者等に対するアセスメント及びカウンセリングの実施、支援計画の作成または作成支援、支援に関する団体機関との連絡調整、支援計画の進捗状況の確認及び見直し、市町村担当課への支援及びその補助、その他犯罪被害者等支援に必要な業務としております。

コーディネーターの業務実績は、資料に掲載しております9月末現在の数字です。

引き継ぎを受けた犯罪被害者等の人数が3人。

対応した犯罪被害者等の人数が3人。

内訳は資料にある通りでございます。

繋いだ支援の類型別人数、これは重複がありますが、3人ということで、内訳は資料に記載のとおりでございます。

続きまして、意見の2つ目、日常生活の支援についてです。

取り組み状況ですが、全国知事会及び北海道東北地方知事会を通じ、被害直後から犯罪被害者等の経済的な負担を軽減するための支援制度の創設を国に提案しております。

また、市町村担当者研修会の開催や、当該市町村において対応可能な支援施策をまとめた「メニューリスト」の作成支援により、市町村における日常生活支援が適切に行われるよう取り組んでいるところです。

全国知事会、北海道東北地方知事会に対する提案要望、提言に関する資料につきましては、参考資料1を添付しておりますので、詳細はそちらをご覧ください。

続きまして、意見の3つ目、市町村への条例制定に向けた働きかけについてです。

取り組み状況になりますが、意見交換会の実施ということで、今年度4月から10月までの間、計11の市町村を訪問して実施しており、11月以降も、一部すでに実施しているところもありますが、11市町村を訪問する予定しております。

その他、会議・研修会における情報提供ということで、4月には、「市町村防犯・犯罪被害者等支援・交通安全担当者会議」で情報提供を行っているほか、10月28日には犯罪被害者等支援担当者研修会を警察庁の協力のもとで開催しているところでございます。

資料2の説明については以上でございます。

### 【山口会長】

はい、ありがとうございました。

ここに特定して、御意見御質問があれば伺いますが、皆様いかがでしょうか。特段なければ、先ほども申し上げた通り、尾崎委員からの御質問御意見についても事務局からご説明をいただいてその上で進めたいと思います。  
お願いいいたします。

### 【事務局】

尾崎委員から質問と意見ということで書面を提出いただいております。

皆様にお配りさせていただいた書面については、質問に関する部分をゴシックで、意見に関する部分については、下線を引くような形で、私ども事務局で尾崎委員に確認を取った上で、整理させていただいたものを配布しております。

順番にご説明いたします。

まず、コーディネーターに関してですが、コーディネーターの配置が県の職員としての配置になっているのかという質問でございますが、本県の犯罪被害者等支援コーディネーターにつきましては、県が直接任用する形ではなく、公益社団法人いわて被害者支援センターに、犯罪被害者等ワンストップ支援調整業務という形で業務を委託し、センターにおいてコーディネーターとして適任の方を任用いただく形をとっております。

令和7年度の委託内容ですが、委託契約額は、199万9800円、委託期間が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間ということになっております。

委託業務の内容は、コーディネーターの任用であったり、業務管理であったり、あるいはコーディネーターの方に研修を受講いただくといったような業務を委託しております。

実際にコーディネーターの方に実施していただくのは、犯罪被害者等へのアセスメント及びカウンセリングを実施、個別の支援に必要な支援計画の作成、また、支援に関する団体や機関との連絡調整、そしてその支援計画の進捗管理、あとは、市町村担当課への業務支援、こういったようなことを実務として、担当いただいております。

県の総合的対応窓口との連携がどのように図られているかということですが、県の総合的対応窓口である、私ども復興防災部消防安全課、そして、県警察本部、いわて被害者支援センター、この3者の間で、先ほども触れましたが、岩手県犯罪被害者等に対する連携支援実施要領を設けており、コーディネーターは、この三者と連携して業務を行っていただく形となっております。

また、この三者とコーディネーターが連携して効果的に支援を行うために、犯罪被害者等支援検討会議を設けております。

この会議では、三者間の情報、意見交換、あるいは実際に対象となる犯罪行為が発生した場合の対応について事前検討するというようなことを議題としてしております。

また、相談及び支援の実施状況の確認、事例の概要についての情報交換、そして県民の理解増進に向けて、あるいは支援窓口の周知に向けた広報啓発手法の検討、こういった内容を議論しております。

実際この検討会議につきましては、今年度はこれまで4回開催しているところでございます。

もう1つ、多機関連携における県の立ち位置を明確にしていただきたいという質問でございますが、連携支援の対象となりうる可能性がある事案を認知した場合には、犯罪被害者等に対する支援措置の内容及びその方法を協議し決定するため、先ほど申し上げた、県、警察、被害者支援センター、そして、当該市町村等による「犯罪被害者等支援調整会議」を開催することとしております。

まだ開催の実例はございませんが、その会議の主催は、総合的対応窓口である県が役割を担うという形で整理しております。

そして最後にコーディネーターに関する最後の質問部分ですが、コーディネーターの勤務条件につきましては、委託契約の中では、年に198時間以上業務に従事するということで、勤務日や1人当たりの勤務時間については、被害者支援センターと協議の上で決定することとしており、様々な事案に対応できるように柔軟性を持たせた勤務体系としているところです。

そして、業務内容を考えると常勤配置とすることが必要ではないかという御意見を頂戴しております。

県としましても、犯罪被害者等の負担軽減の支援をさらに充実させていくというところでは、関係機関との連携体制を、よりしっかりとしたものにしていくことが重要であろうと考えております。

コーディネーターの数、配置につきましても、この連携体制の強化に取り組んでいく中で、コーディネーターの配置のあり方等も含め、検討して参りたいと考えております。

続きまして2番のコーディネート業務に関してというところで、御報告の中で3名の被害者のコーディネート業務を実施と報告しました。

その内容は、被害者の属性につきまして、事案の種別でございますけれども、性犯罪性暴力事案が2件、傷害事案が1件となっております。

また、引き継ぎにつきましては、警察から引き継いだものが2件、いわて被害者支援センターから引き継いだものが1件と把握しております。

ページをおめくりいただきまして、生活関係支援項目がゼロであるという部分について、被害者のニーズに対し支援ができていない状況ではなかつたかということと、市町村の伴走者たる支援は十分に行われているのかという御質問でございました。

今回コーディネート業務の対象となった案件につきましては、支援対象者から生活関

係支援に関する要望の申し出がなかった、また、面談時等のヒアリングによるニーズ把握においても、生活関係支援の必要性が確認されなかつたことに起因するもので、支援対象者のニーズ把握に問題があつた、または、必要な支援につなげる体制に不備があつたとの状況ではなかつたものと認識しております。

なお、支援対象者において転居の希望が確認されたことから、支援対象者のニーズの変化に合わせながら、当該市町村の担当者に加えまして、市町村の公営住宅担当課、そして県の県営住宅担当課などとも連携して、住居確保に対応した事案もございます。

市町村の対応窓口だけでは対応しきれない状況の案件について、コーディネーターを中心に、県、警察、センターなどが連携して、必要な支援につなげていくことができるよう、今後とも、取り組んでまいります。

そして、3番の部分で生活関係支援、特に見舞い金についてということで、県では、犯罪被害に遭われた方及びそのご家族におかれでは、どこに住んでいても等しく支援を受けられることが重要であるということで、先ほどから御説明しておりますとおり全国的な制度として構築されることが必要だろうと考えて、引き続き、全国知事会等に提言を申し上げながら、先ほど部長の方からも、コメントがありましたとおり、制度の仕組みの情報収集などにも引き続き取り組んで参りたいと考えております。

お問い合わせいただいた御意見の部分についても、国へ制度創設を提案しながら、先ほど東北各県の状況や制度の成り立ち等について丁寧な確認をしながら、情報収集に努め、県における議論につなげていきたいと考えております。

そして、県内で犯罪被害に遭った場合に、盛岡市民のみが、条例に基づく見舞金の支給を受けることができるということで、県の視点でこの状況をどう見るのかという御質問ですが、当然盛岡市の中で、当該制度の必要性等を様々議論いただいた上で制定に至つたものと理解しており、県といたましても引き続きこうした制度の創設も含めた、各市町村における議論の進捗に資するような情報提供などに、引き続き努めて参りたいと考えております。

なお、先ほども御説明させていただきました通り、こうした経済的支援については支給される金額、支給要件なども含めて、等しく支援を受けられるような制度であることが重要であろうという考えに基づきまして、国、県、市町村が一体となって支給されるような、全国的な制度の検討も含めて、今後もさらに情報収集に努めて参りたいと考えております。

そして、4番に移らせていただきますが、市町村の条例制定の状況についてでございます。

県内市町村の条例制定の動きが鈍いと感じているが、県は原因をどのように認識、把握しているかという御質問でございます。

条例を制定しているのが盛岡市のみではございますが、岩手県警から公表されてるデータに基づきますと、例えば申し上げますと、

令和6年度、岩手県内で発生した殺人が7件、強盗事件についても9件という形で、重要犯罪の発生件数が限定的で、犯罪被害者支援という現実的な事案が、少なくとも課

題として、認識しにくいというようなところも、一つの理由として挙げられるのではないかと考えております。

また、例えば生活支援のような事案が生じたとしても、制度を所管する組織に繋いで完結できているというような認識も作用しているのではないかということが考えられます。

しかしながら、被害者個々のニーズに応じて、必要とされる支援が途切れなく提供できるような仕組みにしていくためには、やはり、多機関連携、そして被害者の状況の変化に応じてサービスが提供できるような仕組みづくりということも重要になって参りますので、犯罪被害者等支援実施計画にも記載の通り、条例制定も含めた市町村における支援体制の充実に向けて、引き続き努めて参りたいと考えております。

そして、御意見としていただいている意見交換会や研修以外の、より具体的な市町村への支援についてという部分でございます。

市町村に対する支援をどのように充実させていくかという部分につきましては、見舞金制度の役割など他県の動向なども含めて、制度のあり方などを考えて参りたいと認識しております。

次に5番でございます。

市町村担当者への研修についてでございます。

先ほどの説明とも重複しますが、市町村担当者研修は、県が主体となって開催しているもので、本年4月には、支援メニューリストの雛形を示して、これを活用した支援にかかる、市町村における機関内ワンストップの構築の促進に向けた説明をしております。

また、この10月には、警察庁の地方公共団体アドバイザーをお招きして、支援調整会議のデモンストレーションや、シミュレーション訓練などを実施したところです。

そして同じく5番の勉強会では具体的にどのような内容が実施されているかということですが、警察及び被害者支援センターと連携して、合同で市町村を訪問しまして、犯罪被害者等支援窓口担当課、あるいは関係課の職員の方々と、それぞれの自治体における実態についてのヒアリング、条例制定促進に向けた情報提供や意見交換などを実施しているところです。

資料2にもあります通り今年度、10月末現在で11市町村を訪問しており、11月以降、現時点で予定が確定しているものとしてさらに11市町村を訪問する予定としています。

そして、研修における事例検討ロールプレイといった受講者主体の研修の実施状況についてでございます。

昨年度実施した、はまなすサポート研修会、こちらは性犯罪被害者支援の枠組みの中で実施した研修会ですが、主に市町村の窓口担当職員の方にご参加いただきまして、二次被害防止をテーマに事例検討などを行っております。

また、本年10月に開催した研修会では、市町村担当者だけではなくて、犯罪被害者等支援コーディネーター、あるいはいわて被害者支援センターの相談員の方などにも参加いただいて、シミュレーション、グループワークなどを行っていただきました。

引き続き、受講者の方の実務に資するカリキュラムを検討しながら、こうした研修の実施に努めて参りたいと考えております。

そして、支援センターの現場を理解していただけるような、そういった研修機会、コーディネーターと顔の見える関係性の構築も重要ではないかと、御意見をいただいております。

今、御説明しましたとおり、今回10月に実施した研修では、市町村の担当者からは、普段、電話でやりとりしているセンターの相談員の方、あるいは県が配置したコーディネーターと顔の見える中で、同じ空間の中で研修できたというところを非常に高く評価いただいております。

県としてもこうした開催形式での研修の開催について、検討を進めて参りたいと考えております。

次に3枚目、6番でございます。

被害者の雇用の安定に向けた働きかけについての御意見でございました。

犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度の普及ということについては、県の担当課からも、施策番号92のところで、リーフレットの配布などに取り組んでいるところでございますが、いただいた御意見の趣旨も、担当課につなぎながら、さらなる充実に向けた取り組みとなるよう、担当部局とも協議を進めて参ります。

最後になりますが、子供の被害者への支援体制でございます。

スクールカウンセラーや、スクールソーシャルワーカー等の連携体制について、その他の教職員への研修の状況ということでの御質問でございますが、指導主事やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー以外の教職員への研修は、この施策番号19の心のサポート研修がこれに該当します。

これは教職員向けに、スクールカウンセラーが行う研修ということで、児童生徒へのきめ細やかな対応や、組織的な心のサポート体制を強化することを目的として、これに携わる教育職員の資質、能力向上を図るために実施しているもので、2年に1回のいわゆる悉皆研修ということで、全教職員が受講する研修として開催していると担当課から確認を取っております。

頂いた御意見でございますが、一度で良いので、教職員全員に対する研修を実施いただきたいという御意見でございますので、現在実施している内容を、引き続き実施するという形で取り組みたいと考えております。

尾崎委員から頂いた御質問、御意見について、御説明させていただきました

## 【山口会長】

ありがとうございました。

尾崎委員の御指摘を含めると、ポイントが多角になってくるのではないかと思うのですが、率直な御質問御意見で構いませんので、ぜひ皆さんから、追加で御質問御意見いただければと思います。

## 【中谷委員】

今御報告いただいた中で、センターにおいてコーディネーターの役割を決めて、業務についてもらっているのですが、資料2に書かれてる業務内容を見て、コーディネーターという役割が、県として高度な専門業務として考えておられるのか、それとも、一般的な相談の業務と見ておられるのか、また、委託費の基準にも該当するかと思うのですが、高度の専門業務とするならば、やはり週1回の勤務で間に合うのかどうかということもありますし、その認識はどうなってるのかをお聞かせいただけないでしょうか。

## 【事務局】

今回コーディネーターの選任にあたっての重要なポイントという意味では、コーディネーターの業務の中で、やはり犯罪被害者の方のニーズをしっかりと把握して支援調整会議を開催するのですが、そうしたところのニーズ把握をより、正確あるいは的確に、また、漏れがないように、その被害者の心理状況に応じた対応も同時に求められるだろうということで、臨床心理士の資格を有する方を配置いただいております。

県といたしましても、まずその入口の部分に専門性の高い人材を配置いただきて、そこを通じて実際に必要な支援機関への指示や、情報提供に繋げていくという考え方で、現在の岩手県の体制ができていると理解しております。

また、勤務状況というか、実際の勤務自体のあり方につきましては、先ほど御説明させていただきましたとおり、今後さらに市町村で条例制定が進む、あるいは犯罪被害者支援への理解が進んで、相談案件が増えてくるという中では、コーディネーターの配置のあり方、役割分担について、検討をする必要があるだろうということで、認識はしておりましたので、引き続きそういったところは、委託先であるセンターとも協議しながら、考えて参りたいと感じております。

## 【中谷委員】

専門性が求められるということであれば、今臨床心理士をコーディネーターとしていますが、生活支援のことも考えていくと福祉職も必要ではないかという考えはおのずと出てくると思います。

そういう専門職が、コーディネーターとして窓口、最初の方に、必要だという認識を持っておられるっていうことですので、そういう方の雇用を維持するだけの、委託費の確保もぜひお願いできればと思っております。

また、先ほど説明のあった4番の犯罪の件数が少ないので、条例制定の動機づけが低いのではないかという説明がありましたと、当事者の方々の話を聞いていくと、知らないから行かなかった、そういう制度があって助けてくれるというのがわかつてれば、市町村とか県に相談したとおっしゃってました。

なので、件数が少ないので認識が低いのではなくて、ちゃんと対応できるもの、サービスはあるんだけども、そこが周知されていないので、必要な人にその認識が伝わっていないということなんだと思います。

件数が少ないからというような説明をされると、被害者支援の取組がますます遅れていく氣がするので、県としては、ちゃんと制度もあって、援助ができるということを、市町村の担当者の方にも、あるいは府内の方々にも認識していただいて、条例の整備に繋げていただけると、助かります。

### 【事務局】

言葉足らずだったかもしれませんので補足させていただきますが、決して件数が少ないから、条例制定の必要性についての議論が盛り上がらないというような認識ではございません。まさに先生がおっしゃられるとおり、例え1件であっても2件であっても、不幸にしてそれが起きたときに、どのような仕組みがあるかというところ、その部分が最も大切なところでございます。

そうした考え方方が、いわゆる専門分野というかこの犯罪被害者支援に従事する関係者だけではなく、もう少し幅広い、例えば相談窓口、他の様々な機関であったり、あるいは一般の県民の方にも、知っていただくことが、やはりこの犯罪被害者支援の大きな基盤になってくると思いますので、御指摘のとおり、周知の部分も含めて、県としても引き続き取り組んで参ります。

### 【山口会長】

メニューリストという話が出ていて、県の立場としては市町村にメニューリストの例を示すとか、そのような形で支援していくというニュアンスのことを伺ったのですが、県として、メニューリストは必要ないのでしょうか。

その辺の御認識を伺ってもよろしいでしょうか。

### 【事務局】

県の組織内のメニューリストは、現時点では、まだ具体的な着手に至っておりませんが、先日も、県庁組織内の担当者連絡会という形で、お互いに取り組んでる業務の状況の報告でありますとか、あるいは、どのような制度を所管しているかというようなところの情報共有などを進めておりましたので、今後、県庁内のリスト化であったり、施策の取りまとめというところは、先日の会議の感想も踏まえてということになりますが、作成作業が必要になってくるのではないかと理解しております。

### 【山口会長】

必要性を認識されてますかと聞きながら必要だと思いますという意見を申し上げているのですが、市町村の皆さんにしても県の皆さんにしても、異動や配置転換もあるので、その時の担当者さんたちが連携できいてもそれだけでは絶対に足りないということなのかなと私は思っています。

それが適切に引き継がれていくためには、メニューリストのようなものが必要ですし、県が、私たちはこのようなメニューリストを作っていますと示すことが一番市町村にそ

の必要性をアピールする効果的な方法ではないかと私は思っているので、ぜひ、早めに、県の機関内ワンストップの後ろ楯として、メニューリストの作成をお願いできればなと思っています。

あとは、先ほど、尾崎委員の御指摘の中だと、2ページの4番ですね、市町村の条例制定状況についてというところで、課長からご説明いただき、中谷委員からも御指摘があったところですが、岩手県内の事件、重大事件と言っていいのかどうかあれですけども、件数が少ないので、もしかすると、危機意識というか、必要性の認識がなかなか進まないのかもしれませんと、私はそれ自体はありうると思っているんです。

仮にそうだとすれば、危機意識を持ってもらうことが大事ではないかと私は思っていますし、例えばですが、広域に被害者がいらっしゃるような事案で、他の都道府県で起きた事案、例えば今北海道で知床の遊覧線の事故の災害裁判が開かれていてニュースになっていますが、あれはおそらく、御遺族、御家族、いろいろな市町村にいらっしゃったと思います。

そうなったときに、もしかしてどこかの市町村では、自分のところに条例がなかったから、御遺族の間で差がついてしまったということがあれば、それはやはり市町村としての不備ということになるでしょうし、それはいつ、自分の市町村に降りかかるかわからないというのがこの被害者支援の基本だと思いますので、そういう危機意識を持っていただくということも大事なのではないかなと思います。

そのための準備としてはまず、他の都道府県で起きた事案、広域にわたる事案の情報収集をしていただいて、市町村に情報提供いただくというのも1つの方向ではないかと思ったので御提案を申し上げます。

我々長いこと委員を務めていますが、立花委員におかれましては、新しく入られてなかなか話しづらいところもあるかと思いますけれども、率直に疑問点とかおっしゃっていただいて大丈夫かと思いますので、ぜひ何か御発言をいただいてもよろしいですか。

### 【立花委員】

それでは資料2、3番の市町村への働きかけについてお伺いしたいと思いますけれども、この働きかけを実際にされて、市町村の方ではどのような反応だったのか、また、前向きになる反応等ありましたら教えてください。

### 【事務局】

私たちの市町村訪問の特徴は、いわゆる行政だけではなく、実際に犯罪被害者支援の最前線に立っていただいている被害者支援センター、そして犯罪被害者と直接向き合う場面が多い警察、この三者が合同で市町村にお伺いすることが特徴になっていると考えております。

こうした形で訪問することによって、市町村の窓口担当者が抱えている様々な疑問でありますとか、あるいは不安の解消に繋がるというのがまず1点あります。

そして、県の立場としては、行政実務として、条例制定の手続きでありますとか、市

町村内部のいろいろな考え方をどう整理していくか、こういったようなノウハウを、全国の先例、県内で言えば盛岡市が、先行して条例を制定しておりますが、どのような取り組みをされてきたか、そういった情報提供などもしながら、なるべくわかりやすい情報交換の場となるよう努めています。

また、1度の訪問で終わりではなく、伴走型支援といいますか、2度3度繰り返し訪問する機会を設けながら、その時々の進捗状況に合わせて、サポートしていくといったところを心がけて取り組んでおります。

実際、訪問させていただきますと、条例策定に係る不安解消だったり、疑問の解決、そして今後の相談がしやすくなる、そうしたところで、非常に前向きなご感想を頂戴しているところでございますので、引き続きそうしたところを丁寧に進めて参りたいと考えております。

### 【山口会長】

小田委員はいかがでしょうか。

何か御質問でも御意見でもあればお願ひできますでしょうか。

### 【小田委員】

私の専門のケアの部分から、お話を1つさせてください。

犯罪被害者支援には、二次被害の防止というのがすごく大事だということは周知されていて、この施策の中にもいろいろ盛り込まれていますが、二次被害を防止するためには、やはり「支援従事者のケア」も両輪で大きく関係してくると思います。

やはり支援者に余裕がないときに二次被害が起きやすいということはいえると思います。

そのために県としても、例えば、12ページのところの6番。

支援従事者の二次受傷防止という枠も作っていただいているのですが、支援従事者へのいろいろな研修、先ほどのお話の中でも、今年度からアップデートしていただいたら県だけではないんですけど三者皆さんで、いろいろ工夫していただいているというところがあると思いますが、研修は大事なのですが、研修だけで支援ができるようになるわけではなくて、実際やっていく中でいろいろな困りごと、それから自分の二次受傷、代理受傷という言い方もしますけど、そういうことが発生してくると思います。

その相談先として、コーディネーターも一つの役割を担うのかもしれないですが、これまでの話にあったようにコーディネーターがたくさん業務があるということなので、例えばこの22ページ6番の44番の警察本部で取り組み始めた専門家をカウンセリングアドバイザーに委託して、支援従事者への指導助言や代理受傷対策等必要な措置を講じた、これはすごい大事じゃないかと思います。

県としても、各市町村で特化条例の制定が進んで、支援を要する事案が増えていくと、いろんな市町村、いろんなワンストップ機関の支援者たちが、受ける可能性がある代理受傷という問題をどうしていくかというところで、具体的な政策がもう少し盛り込まれ

てきてもいいと思いました。

それが、やはり被害者さんの早期の回復につながっていくと思います。以上です。

あともう1つだけいいですか。

それに付随して、尾崎委員が書いてくれたところの7番。

心のサポート研修のところで課長から御回答いただきましたけれども、私が把握している範囲だと、やはり教職員も入れなければいけない知識がたくさんあって、心のサポート研修というのは、メンタルケアのいろいろな内容が盛り込まれている内容だったと思います。

ですので、性犯罪とか、犯罪被害とか性暴力に特化した研修ではありませんし、むしろ今のところそうした内容は確かに含まれていなかつたと思います。

関連した項目があつても、これに特化したものができるいないと思うので、子どもの場合は、やはりファーストライン、ファーストコンタクトをとるのは教員が多いですし、スクールカウンセラーに対しても知っておいていただきたい知見だと思います。

ぜひ条例もできたところですし、いろいろ検討していただければありがたいなと思いました。以上です。

### 【事務局】

ただいま御指摘いただいた、心のサポート研修については、早速中身の方も確認しながら、犯罪被害者支援の仕組みであつたり制度理解というようなところを含めていただくような調整を図って参りたいと思います。

それと、前段で御指摘いただいたはまなすサポート研修の部分でございますが、昨年度実施したときは、まず相談窓口に立つ市町村の職員に対して研修を実施させていただいたと理解しております。

御指摘のとおり、市町村の担当窓口の職員も対象になるのですが、県も市町村も様々な相談窓口を持っておりますので、総合的対応窓口の職員1名が受講してそれで終わりということにはならないということは重々承知しております。委員御指摘の点も含めて、今後の研修のあり方を検討して参りたいと思います。

### 【山口会長】

いろいろな実績という中に、はまなすサポート研修というのが出てくるのですが、はまなすサポート研修は私のイメージでは、性暴力の支援に当たる方々だけが対象ではないかと思っていて、犯罪被害者等支援ですと必ずしも性暴力とは限りませんので、そのあたり、性暴力被害の担当の方以外に対しても広がるような研修の手立てをお考えかどうか教えていただけますか。

### 【事務局】

先ほどの私のコメントはそういう趣旨も踏まえてということで、繰り返しになりますけれども、市町村でも、やはり住民の方と接する機会の多い、こうした窓口は数多く

お持ちでございます。

当然県もそういった機関を数多く持っておりますので、はまなすサポート研修で、入手したノウハウを活用するような形で、さらに受講対象を広める、あるいはカリキュラムの一部の見直しも図っていく、こうした対応を考えて参ります。

### 【山口会長】

これだけは言わせてください。

どこに住んでいても、支援を受けることができるようになることが必要であると県が言って、市町村に、条例制定や制度制定を求めるというときに、県が身を切らずに、国が制度を作るべきだと言ってしまっていると、市町村は自分たちが身を切って見舞金制度を作るとか、絶対にならぬのではないかと私は思っています。

ここだけは御意見として申し上げておいて、皆さんが決めていることではないのは重々承知しているのですが、そこだけは言わせていただきます。

### 【中谷委員】

この報告は、進捗状況もまとめていただいて、すごく進んでいるところ、それから、ちょっと停滞しているところというのもよく調べていただいているのですが、もう1つは、部局ごとに分かれているので、難しいとは思いますが部局間の調整も行っていただきたいと思います。

生活支援だと保健福祉部でしょうし、復興防災部とのやりとりだったり、県も市も、教育委員会とか医療局とか、被害者支援に関わると、部局を跨いだ、いろいろな動きがあります。

教育委員会もいろいろ研修をしていると報告してくださっているのですけども、でも実際動くと学校の外にはなかなか出てこないとか、センターから申し入れをしても、うまくいかないというようなこともあって、どのように組織同士の協力、協働ができるのかということを、これは県じゃないとおそらくできないと思うので、時間をかけながら、実働できるような体制づくりを、調整していただければと思っております。

### 【事務局】

まさに、先般、担当者を集めた連絡会議というのがそういった実務として取り組んでいく一歩目なのかなというところも感じながら、御指摘のとおり様々な場面で様々な関係者が出てくるという中で、行政が担える役割をしっかりと担えるようにといったところは、県でできるところできないところも当然ありますが、我々もいろいろな方の御意見等を伺いながら、努めて参りますので、どうぞ御協力をよろしくお願ひいたします。

### 【畠山委員】

尾崎委員の御指摘に対して盛岡市として感じるところでございます。

盛岡市ののみが見舞金の支給を受けられるということで、確かに見舞金はありますけれ

ども、遺族見舞金30万円、重傷病見舞金10万円ということで、そんなに大きい額ではないのですけれども、何とかこの金額を、盛岡市として制定して確保しました。

これ以上の金額は、盛岡市もご存じの通り、厳しい財政の中でというところはございます。

担当課の方から、先ほどコーディネーターには専門職が必要との説明がありました。盛岡市の相談窓口は他の事務をやっている事務職が研修を受けながら、勉強をしながら、お受けしている状況です。

4月からの相談は、現時点では、いろいろな相談含みですけれども15件、もしかしたら、10万円の重傷病見舞金は、年度内に支給対象になるかもしれない方がいらっしゃる状況です。

そのような中で、希望としては、相談支援窓口への専門職相談員の配置であったりとか、見舞金も、もしかしたらもっと、金額は多くしたいところでありますし、住居の移転費用であったりとか、そういうものを市町村が実際に実施するときに県からも負担があれば、大変嬉しいと思っています。

次に、4番の市町村の条例制定状況を感じるところですが、盛岡市でももしかしたら、犯罪被害者の支援を窓口がなくても、支援をしてきたのかなとは思っています。

御本人が犯罪被害者であると言っていたかどうかは別にして、ちょっと金銭に困っているとか、こういうことで困っているというのは、今まで受けた窓口がそれを犯罪被害者支援として受けていたかどうかわからないのですけれども、対応していたと思います。

私たちは、4月から窓口を設置してやっていますけれども、他の市町村でも、あえて犯罪被害者の方の支援の窓口を設置するというところの判断が重要であるということを御理解いただきたいと思います。

各窓口で同じことをお話しすることがどんなに辛いことであるかとか、お聞きしたものを各専門の窓口につなぐとか、機関内ワンストップ支援として、専門の方たちのお力を借りながらということになりますけれども、その重要性というのも、御理解いただくことが必要なのかなと思っております。

## 【事務局】

見舞金の支給状況等、貴重な現状をお知らせいただきまして大変ありがとうございます。

制度創設の部分の取り組みも含め、先ほど御説明させていただいたとおり、国への制度創設の要望は続けて参りますけれども、あわせて県としても、県内市町村の制度設計の状況なども見ながら、情報収集でありますとか、あるいは検討してどのような制度を、どのような仕組みがあるべきなのかというところの議論を進めて参りたいと思います。

また、委員からの御指摘はまさにそのとおりで、犯罪被害をきっかけにして、福祉であったり、様々な制度に繋がる必要が出てきた可能性がある方というのは、これまでも

県内に大勢いらっしゃったのだと思います。

表に出てきてないという意味ではまさにその通りですし、そういったところをしっかりと進めていくために、この犯罪被害者支援制度という形で、今回県も条例を策定しましたし、市町村にもそういった仕組みづくりということの大切さを、条例制定とあわせて、ご説明させていただいているというところでございます。

犯罪被害というのがきっかけになるという部分では、例えば自然災害などに遭われるというようなことと同じように、ある日突然、誰がその状況になってしまっておかしくないというところの基本的な考えは、私どももしっかりと認識した上で、政策を進めて参りたいと考えておりますので、どうぞ、今後とも御指摘御助言等をよろしくお願ひできればと思います。

### 【山口会長】

今、御指摘のところですごく重要だと思ったので一言言わせてください。

そして私が間違えていたら他の委員の皆さん、訂正というか、教えてください。

今お話を挙がっていた、犯罪被害者に特化した窓口を作る意味ですね。

もともと目指してくだされば、対応できる既存の体制はあるけれども、犯罪被害者の支援の窓口として立てる意味というところで、今まで私が知ってきた中からすると犯罪の被害に遭われた方は孤立しやすいということが1つの理由なのかなと思っています。

今課長から御指摘のあった災害となると、特に見舞金などの対象になる災害となると、大規模災害ですので、言い方が悪いですが、被災した仲間がたくさんいらっしゃるということになるのかなと思います。

他方で犯罪の被害は、ほとんどが1人だけということですので、孤立しやすい方に対して、それ以上傷つかないように配慮しながら、支援していく必要があるので、犯罪被害者のための支援の窓口では、ワンストップでの対応が必要であると私は思っています。

そのあたりを市町村にお伝えいただければと私は思っていますが、委員の皆様から何かちょっと違うのではないかという御指摘があればぜひお願ひします。

### 【小田委員】

その通りだと思いますけど、その孤立する原因が何かっていうと、やはりその理不尽な体験にあって、犯罪被害者には、もう他者が、世界全部が敵に見えててしまうのです。

人間不信というのがものすごく強く起こっている状態なので、人に相談する、誰かを頼るということができない状態の方々、その方々が、本当に勇気を出してしてくれる窓口になれるかどうかが大事です。

相談を受けるのは、すごく専門的な知識が必要で、頭でわかっていてもなかなか実践できないのが実際です。

実践できるように経験を積み重ねていって、さらに反省して良くなるように検討してということを繰り返し、少しずつ少しずつ犯罪被害者の方が、頼ってくださるような関

係を作っていくことが大事だと思います。

### 【山口会長】

補足ありがとうございます。

そういうところも含め、「途切れない支援」という言葉をよく使います。

点ではなく、線でずっと支援を続けていくというところがありますが、制度の方もおそらく時間をかけて作り上げていくものかと思います。その観点から、我々も一緒に考えていきますので、ぜひよろしくお願いいいたします。

他に皆様から、大丈夫でしょうか。

私の拙い進行で大変失礼しましたが、議事としては以上にして、事務局にお返しいたします。

### 【事務局】

長時間の御協議大変ありがとうございました。

いろいろと示唆に富んだ御意見をいただき、我々もこれらを踏まえて、今後の施策に取り組んでまいりたいと存じます。

次に4、その他ですけれども、事務局から今後の審議会の開催予定等について説明をいたします。

説明いたします。

今年度は計画の初年度ということでこの時期での審議会の開催になりました。

来年度は、1年間の取り組み実績の報告、それから次年度の取り組み予定ということを、報告したいと考えておりますので、詳細な時期は今後検討して参りますが、もう少し早い時期での開催を予定しております。

委員の皆様方には、なるべく早い時期に、スケジュール調整の御連絡したいと思いますので、日程調整のほどよろしくお願いいいたします。

事務局からその他についての議題は以上になりますが、委員の皆様から他に何かございますでしょうか。

ないようでしたら、以上で本日の審議会のすべてを終了いたします。

委員の皆様、長時間の審議大変ありがとうございました。